

議員提出第5号議案

品川区住宅リフォーム助成条例

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および品川区議会会議規則（昭和53年品川区議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出する。

平成 年 月 日

提出者 飯沼 雅子 中塚 亮

南 恵子

賛成者 石田ちひろ 鈴木ひろ子

品川区議会議長

鈴木 真澄 様

品川区住宅リフォーム助成条例

（目的）

第1条 この条例は、区民、マンション管理組合または賃貸住宅オーナーが住宅または共同住宅共用部分について区内中小事業者を利用し、環境への配慮やバリアフリー化、防犯・防災対策等を目的とした住宅リフォーム工事を行う場合に、工事費用の一部を助成することをもって区内在住者の住環境を改善し、あわせて区内中小事業者の仕事の確保、受注の拡大による地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区の住民基本台帳に記録され、または外国人登録原票に登録されている者をいう。
- (2) 住宅 居住の用に供する建物をいい、店舗、事務所、賃貸住宅等を併用する建物の住宅部分を含む。
- (3) マンション管理組合 区内の分譲マンションの区分所有者で構成され、当該マンションを管理する組合組織をいう。
- (4) 賃貸住宅オーナー 区内に賃貸住宅を所有している個人をいう。
- (5) 共同住宅共用部分 共同住宅の専用部分に属さない外壁、屋上、廊下等をいう。
- (6) 区内中小事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める法人または個人事業者であって、区内に主たる事務所を有し、第5条に規定する助成対象工事（以下「助成対象工事」という。）を行う民間事業者をいう。

（事業者登録の申請）

第3条 区内中小事業者のうち事業者登録をしようとするものは、事前に区長に申請しなければならない。

（登録事業者の決定）

第4条 区長は、前条の規定に基づき提出された申請書等の内容を審査し、区内中小事業者として適当であると認めるときは登録事業者として決定し、区内中小事業者として適当でないと認めるときはその理由を明記し、それぞれ

通知する。

2 前項の場合において、区長は必要があると認めるときは、審査の際に実際に調査を行うものとする。

(助成対象工事)

第5条 この条例に基づく助成対象工事は、前条の規定により登録事業者として決定を受けた中小事業者（以下「登録事業者」という。）に委託して行う次の各号に該当する工事とする。

(1) 既存住宅のリフォーム工事で、工事費用（次号アからクまでに掲げる工事のうち2以上の工事を行う場合はそれぞれの工事費用の合算額とする。）が10万円以上の工事。ただし、次号アに規定する工事のみであるときは、この限りでない。

(2) 次のいずれかに該当する工事

ア LED照明器具の設置工事

イ 遮熱性塗装工事

ウ シックハウス対策工事

エ 環境に配慮した内装材等を使用した工事

オ 屋上緑化工事

カ バリアフリー化工事（手すりの設置、段差解消、廊下・戸口幅の拡張、トイレの改修工事をいう。）

キ 防犯・防災対策工事（防犯ガラス・扉等の設置、住宅用火災警報器・家具転倒防止器具の設置工事をいう。）

ク 次に掲げる区の助成制度、保険給付制度を活用した工事

- (ア) 住宅・建築物耐震改修等支援事業
- (イ) 新エネルギー機器導入助成事業
- (ウ) 介護保険住宅改修給付、高齢者自立支援住宅改修給付事業
- (エ) 身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業

ケ その他、区長の認めるもの

コ 上記アからケまでのいずれかと同時に行うリフォーム工事

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号ク（イ）に掲げる工事については登録事業者以外の者に委託して行うことができる。

（助成対象者）

第6条 この条例に基づく助成の対象者は、次の要件を備えている者とする。

- (1) 区民の場合にあっては、前条の助成対象工事を行うことを予定している住宅（以下「工事対象住宅」という。）に居住していることまたは工事完了後、当該住宅に居住すること。
- (2) マンション管理組合の場合にあっては、助成対象工事について総会等で区分所有者の承認を得ていること。
- (3) 賃貸住宅オーナーの場合にあっては、高齢者や低所得者などの入居を拒まない賃貸住宅として使用する旨を証する書面を提出できること。
- (4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 工事対象住宅に居住し、または工事完了後居住する住宅の所有者または所有者の親族

イ 工事対象住宅に居住する賃借者であって、対象工事について所有者から承諾を得ているもの

- (5) 住民税を滞納していない者
- (6) 助成を求める工事が前条第1項第2号クに該当する工事である場合、自己負担額が発生すること。
- (7) 既にこの条例に基づく助成を受けていないこと。

(助成額)

第7条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第5条第1項第2号アに該当する工事 工事費用の100分の50に相当する額とし、一般住宅については10万円を、共同住宅については50万円をそれぞれ上限とする。なお、工事と併せて当該工事箇所以外の照明を交換する目的でLED照明器具を購入した場合は、この費用を当該工事費用に合算することができる。
 - (2) 第5条第1項第2号イからコまでに該当する工事 工事費用の100分の10に相当する額とし、一般住宅については20万円を、共同住宅については100万円をそれぞれ上限とする。
- 2 第5条第1項第2号クに該当する工事については、自己負担額を工事費用とみなして前項第2号を適用する。

(申請方法)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、工事に着工する前に、区長に申請しなければならない。

(助成予定者の決定)

第9条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、

助成をすることが適当と認めるときは助成予定者として決定し、助成をすることが適当でないときはその理由を明記し、それぞれ申請をした者に通知する。

- 2 区長は前項に規定する審査を行うときは、原則として事前に実地調査を行うものとする。

(助成対象者の決定)

第10条 助成予定者は、助成対象工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の工事完了届が提出されたときは、その内容を審査し、助成をすることが適当と認めるときは助成対象者として決定し、助成をすることが適当でないときはその理由を明記し、それぞれ助成予定者に通知する。

- 3 区長は、前項に規定する審査を行うときは、原則として事前に実地調査を行うものとする。ただし、第8条の規定による申請が、第5条第1項第2号アに該当する工事のみによるものであるときは、区長は実地の調査を省略することができる。

(助成金の交付)

第11条 前条の規定により助成対象者として決定された者は、区長に助成金の請求をするものとする。

- 2 区長は、前項の請求があったときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成対象者に対し助成金を交付する。

(交付決定の取消しおよび助成金の返還)

第12条 区長は、助成対象者として決定された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成対象者として決定を受けたとき。
- (2) この条例その他関係法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成対象者としての決定を取り消した場合において、既に交付した助成金があるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(説明)

品川区住宅リフォーム助成条例を創設する必要がある。